

令和7年9月1日

鈴鹿市議会議長
野間 芳実 様

地域福祉委員会

委員長 藤浪 清司

委員会行政視察報告書

下記のとおり実施いたしましたので報告いたします。

記

- 1 実施日
令和7年7月29日：静岡県藤枝市
7月30日：神奈川県川崎市
7月30日：東京都文京区
7月31日：東京都日野市
- 2 参加者氏名
委員長 藤浪 清司
副委員長 山口 善之
委員 高橋さつき
委員 田中 通
委員 田中 淳一
委員 中西 大輔
委員 宮木 健
随 行 宮本 尚子
- 3 視察先及び事項
静岡県藤枝市：福祉分野と連携した生活交通の確保策について
神奈川県川崎市：こどもまんなか社会の実現に向けた取組について
東京都文京区：令和7年度未就園児の定期的な預かり事業について
東京都日野市：発達・教育支援センター「エール」について

4 視察報告

(1) 静岡県藤枝市：福祉分野と連携した生活交通の確保策について

静岡県の中部に位置する人口約 13 万人、面積約 194 平方キロメートルの市である。藤枝市では「誰もが、快適に、移動できるまち」を目指し、高齢者をはじめとした公共交通の利用が困難な方に向けた移動支援施策を重層的に展開している。

ア 移動支援施策推進の背景

高齢化がさらに進み、介護サービスの利用者が増大すると、サービスの提供自体が維持できなくなり、地域の創意工夫で持続可能なサービス提供を整備する必要があることから、地域住民等が課題を共有し、課題解決に向けた取組の必要性の意識を共有することで、地域主体の意欲的な取組へつながった。

藤枝市は、移動支援を検討する上での調整事項として、道路運送法上の解釈と実施方法の整理、公共交通との住み分け・役割分担など多様な主体との意識共有、市の支援事業案に関する市役所内の合意形成、実施モデルに関する住民団体・関係団体の合意形成を挙げている。そして、高齢者移動支援研究会を立ち上げ、庁内横串で 6 部局 11 課が参画し、福祉部門と交通部門との連携も重要となっている。また、藤枝市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの他機関とも連携している。

イ 移動支援施策の概要

藤枝市移動支援施策としては、地域支え合い出かけっ C A R サービス支援事業、自家用有償旅客運送支援事業、交通空白地等通院送迎支援事業、仲間乗りタクシータクさん乗るさなどがある。地区によっては、中心市街地から近いこと、クリニックの移動支援、移動販売があるなど、移動支援サービスがなくてもよいという地区もある。また、令和 5 年 4 月より、自家用有償旅客運送の登録・事務について、国土交通省から権限移譲を受けている。これにより藤枝市での自家用有償旅客運送についての登録・届出等は藤枝市長へ行うこととなり、地域の身近な行政の窓口である市で、気軽に登録に係る相談、申請を行うことが可能となり、輸送資源の増加が期待でき、調整から登録手続までを円滑に進められることが期待できる。

(ア) 地域支え合い出かけっ C A R サービス支援事業

地域支え合い出かけっ C A R サービス支援事業は、市内の 10 地区中 6 地区で、各地区社会福祉協議会等が主体となり、運転ボランティアによる外出支援を行う地域に対し、市が運行体制立ち上げの支援や補助金の交付、市社会福祉協議会がリースする車両を提供することなどを通して地域の高齢者の外出支援の取組を支援する制度である。対象者は、65 歳以上で、自力での運転ができない方、公共交通の利用が困難な方、家族の支援を受けられない方で、行先は地区内のスーパーなど主に買い物支援で、利用者負担は無償である。

(イ) 自家用有償旅客運送支援事業

自家用有償旅客運送支援事業は、社会貢献活動として自家用有償旅客運送を行う団体・法人が主体となって、運転ボランティアによる外出支援を行おうとする地区に対し、市が運行体制立ち上げの支援や補助金の交付、市社会福祉協議会が保有する車両を提供するなどを通して地域の高齢者の外出支援の取組をバック

アップする支援制度である。この制度は、地域支え合い出かけっC A Rサービス支援事業は無償運送であることに対して、この制度は補助金等を原資に運転者への賃金を支払うことができるため、より継続性の担保された運送形態となる。福祉有償運送を行っている地区が2地区で、交通空白地有償運送を行っている地区が1地区である。福祉有償運送の利用対象者は運行地域在住の要支援者・事業対象者で、行先は通院、買い物などで、利用者負担は、タクシー運賃の8割以内となっている。交通空白地有償運送はバス・タクシーのサービス提供が困難な地域住民で、行先は買い物で、利用者負担は無償（運転手への対価の支払あり）である。

(ウ) 交通空白地域等通院送迎支援事業

交通空白地域等通院送迎支援事業は、公共交通で目的地に行くのが困難な交通空白地域の要支援者等や要介護者の通院を支援するために送迎を行う医療機関等に対し、自動車保険、自動車整備費等への経費を、年間12万円を上限として、補助することで、通院が困難な人の医療機関への交通手段の確保を図っている。市内の4病院が行っており、補助条件は、無償運送で行う医療機関への送迎であること、市内に居住する、バス路線が不便であったり、車両への1人での乗降ができないなど公共交通の利用が困難な事業対象者・要支援者以上の程度の者に係る送迎であることとなっている。

(エ) 仲間乗りタクシータクさん乗るさ

仲間乗りタクシータクさん乗るさは、出かけっC A R等の既存の移動支援事業で対応が困難な移動課題の解決に向けて、タクシー事業者と地域が連携して行う地域主体の移動支援サービスをバックアップする仕組みで、令和6年度から新設されている。単独では公共交通による移動が困難な高齢者が対象で、行先は介護予防に資する活動への参加のための送迎（サロン等・買物）で、利用者負担は無償となっている。地域が住民のニーズを取りまとめ、一定の時刻、ルートを設定した運行計画を策定し、計画に沿った運行契約をタクシー事業者と締結する。市は地域に対して立ち上げ支援、地域とタクシー事業者との契約の調整、運賃の一定割合の補助を行い支援している。

今後は、藤枝市では、誰もが快適に移動できるまちづくりを実現するため、公共交通確保・充実と新しい交通の仕組みづくりを推進し、日常生活に必要な交通手段を選択できる環境づくりを提供できるよう施策を展開していく。

ウ 所感

全庁を挙げて庁内横串の体制で、地域の団体または社会福祉協議会などと方向性を決めてスタートし、民間業者との連携などもしっかりと行った上で行っていることが参考になった。

担い手不足が一番の問題であるが、困りごと生活支援について、移動手段だけではなく、様々なサービスについて必要に応じて取り組んでいく必要がある。

藤枝市は社会福祉協議会に委託して、移動支援の車をリースし、車両と車の保険

代を市が負担している。このようなサポートがあれば、本市も移動支援サービスが広がるのではないかと考える。

(2) 神奈川県川崎市：こどもまんなか社会の実現に向けた取組について

神奈川県の北東部に位置し、人口約 155 万人、面積約 142 平方キロメートルの政令指定都市である。

ア こどもの権利条例、計画の策定

川崎市では、平成 13 年 4 月に全国で初めてこどもの権利条例を制定した。条例制定に当っては、こどもを含む多くの市民が参加し、200 回を超える話し合いを実施している。また、市のこどもに関する施策において、こどもの権利が総合的かつ計画的に保障されることを目的として、川崎市子どもの権利に関する行動計画を策定しており、こどもの意見表明・参加を支援する取組に重点的に取り組み、市役所や区役所が一体となってこどもの権利を守ること、こどもに関わる職員が、こどもの権利についてよく知ること、取組を担当する部局が進み具合を確認することなどで、評価・検証を行っている。

なお、子どもの権利に関する条例の制定に当たっては、教育委員会事務局が策定の事務を務め、市長事務部局で条例を施行し、今現在も教育委員会事務局と市長事務部局が連携して、お互いの取組に協力し合っている。

イ 取組の概要

(ア) 川崎子ども会議

条例に基づいて、様々な取組を推進し、市政に関するこどもの意見を聞くために、川崎子ども会議を実施している。川崎子ども会議では、こどもたちの主体的な取組として、検討テーマの設定や具体的な市への提言内容などは、すべてこどもたちで検討している。子ども会議のOB・OGなどが登録するサポーターが、こどもたちに寄り添い、必要な支援を行っている。参加形態は、通年を通して毎月こどもたちが集まって話し合う定例議会と令和5年度から開催している単発での参加も可能な市長や地域の大人とも話し合う機会としてのカワサキ☆U18 を組み合わせ、市内在住・在学・在勤の小学4年生から18歳を対象者として、こどもが、ありのままの意見を言いやすい雰囲気づくりと、こどもを対等なパートナーとして接するように配慮することにより、より幅広いこどもの声を聞き、しっかり受け止める仕組みをつくっている。

(イ) 子ども、若者の声募集箱の設置

こどもの意見表明を支援する取組として、川崎のまちを良くするためのアイデアを募集する「子ども・若者の“声”募集箱～君のつぶやきをきかせて～」を設置している。市のホームページやGIGA端末などインターネットを活用し、こどもたちが普段から市に対して想っていること感じていること、川崎のまちを良くするためのアイデアなどの意見聴取に取り組んでいる。届いた声は、市政運営の参考意見とし、自分たちの声が尊重されていることを実感できる機会となるように取組を進めている。また、こどもが市政に対して気軽に想いや考えを伝えることができるこ

と、こどもの意見に対する取組が見える仕組みとして構築し、市長が1つ1つに目を通し対応方針を示して、各部局が対応している。市長が毎月、届いた声の中から1通に対して、メッセージを文や動画で発信している。

(ウ) 多様な主体との連携

こども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため川崎市第2期こども・若者の未来応援プラン第6章改定版を令和7年3月に策定している。こどもの権利を尊重すること、地域社会全体でこども・子育てを支えること、こども若者の健やかな成長・自立に向けた途切れのない支援を行うこと、すべてのこども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援することを基本的な視点としている。

川崎市では、こども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携、協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い、支え合うことのできるまちを目指すに当たり、地域社会全体でこども・若者を見守り、支えるしくみづくりを進める団体を育成・支援するため、地域子ども・子育て活動支援助成事業を実施している。過去の主な助成団体は、こども食堂、学童保育、学習支援、居場所づくり事業、不登校児支援などがある。

川崎市の子どもの権利に関する条例制定後の取組として、11月20日（国連で条約が採択された日）をかわさき子どもの権利の日とし、その前後1か月間において、市と市民と協働でこどもの権利に関する周知・普及事業を実施している。広報の取組として、条例パンフレット等を作成し、県立、私立を含む市内小・中・高等学校、特別支援学校の全児童・生徒や小学校入学説明会において保護者にリーフレットを配付したり、Jリーグフロンターレとの連携事業も行っている。こどもを通じて市民へのこどもの権利条例の意識づけをしている。

イ 所感

川崎市のように、こども条例について、職員に対して理念を共有するとともに、こどもの権利について、研修を行う必要がある。また、若者政策についても進める必要がある。

川崎市のこどもの声を聞く募集箱については、市長が自らこどもの意見を聴くことを定期的に行っており、また、それに対してメッセージを送っていることが非常に良い取組である。

川崎市子ども会議は、こどもの主体性を大事にしているところが印象であった。本市でも、こども会議の実施方法について、幅広いこどもの声を聴き、しっかり受け止める仕組み、市長と話し合う機会を設けているところなど、参考にすべきである。

(3) 東京都文京区：令和7年度未就園児の定期的な預かり事業について

文京区は東京都の区部北部に位置しており、面積は11 km²、人口は約24万人の特別区である。

ア 経緯

文京区では、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かることで、他の児童とともに過ごし遊ぶ経験を通じて児童の発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減や必要な家庭を関係機関と連携して支援することにより、子育て支援の充実を図ることを目的として、令和8年度から全国の自治体で開始されるこども誰でも通園制度に関連する事業として、未就園児定期預かり事業を実施している。令和5年度は、モデル事業として1園で実施し、令和6年度は、グループ保育室、実施を希望する私立認可保育所及び私立幼稚園で実施している。令和7年度については、未就園児の定期的な預かり事業として、区内私立保育園等で実施している。

イ 実施方法等

令和7年度未就園児の定期的な預かり事業について、実施方法は、対象者は区内在住で保育園や幼稚園等に通っていない生後6か月から2歳児クラスまでの児童で、利用形態は、9時から17時まで、週1回、原則2か月以上の利用としている。定員は、各園の空き定員の範囲内かつ各曜日ごとに上限3名の範囲内としている。利用料金は、週1回利用で月額5,000円から8,000円の範囲で各園が決定している。周知方法は、各園からと、文京区からも区ホームページ、区メールマガジン、区LINE等で周知を行っている。申込方法は、ホームページ、電話等により各園へ直接申込みいただく形となっており、抽選等の公平な方法で利用者を決定している。

本事業については、充足すべき職員数（基本分）プラス2名の人員配置がされていることが必要である。どの学年に配置するかは、各園で決めており、定期的な預かり事業のこどもと通常クラスのこどもを混ぜている園が多く、分けている園のほうが少ない。原則2か月以上の利用としているため、通常クラスのこどもや担任の先生と段々と馴染むことができる。また、外国人児童を受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行った経費として、一児童当たり月額9,000円を交付するが、文京区ではあまりないとのことであった。文京区でも、保育士の人材確保は難しく、派遣会社を通す場合には、手数料がさらにかかるとのことであった。

未就園児の定期的な預かり事業利用に関するアンケートによると、保護者からは利用してよかったという意見が多く、預かり保育に行くことを楽しみにしているこどもが半数以上であった。また、保護者からは利用日数を増やしたいという意見も多くあった。

ウ こども誰でも通園制度の実施に向けて

こども未来戦略に基づき、こども誰でも通園制度が新たに創設され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される。文京区では、令和7年度まで実施する未就園児の定期的な預かり事業の結果も踏まえ、区立及び私立保育所、私立幼稚園、グループ保育室などにおいて当該事業を実施することとし、就労要件に問わず柔軟に預かり事業を行うことで、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するものである。

エ 所感

保育士の人材確保が一番の問題であると考えます。また、保護者にとっては、預かり保育が週 1 回では十分とは言えないと思われる。また、料金体系について、どのようにすべきか考える必要がある。

本市でも私立園と公立園で、こども誰でも通園制度をどのように行っていくかということや外国につながるこどもへの配慮についても検討する必要がある。

(4) 東京都日野市：発達・教育支援センター「エール」について

日野市は東京都の多摩地域南部に位置しており、面積は 27 km²、人口は約 19 万人の市である。

ア 設置目的と特徴等

日野市発達・教育支援センターエールでは、0 歳～18 歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とするこども、こどもの育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施している。これにより個に応じたこどもの健やかな成長を共に支えあい、継続した育ちのサポートに資することを目的としている。日野市では、障害児通所施設の老朽化により、再編のための検討を始め、平成 26 年に発達・教育支援センターエールを開設した。

エールの特徴は、1. 発達や教育に係る相談・支援の窓口が一本化し、分かりやすい相談・支援体制へ、2. 福祉と教育の連携による切れ目のない支援を実施、3. 多様な専門職による総合支援を実施、となっている。エールの組織体制は、市長部局の健康福祉部と教育委員会教育部に発達・教育支援課を設置し、令和 3 年度より健康福祉部から子ども部へ移管している。職員は、事務職、保健師などの正規職員と心理士、作業療法士、言語聴覚士、就学相談員、特別支援教育総合コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、保育士、学校派遣看護師、事務補助、学級支援員、介助員、リソースルームティーチャーなどの会計年度任用職員で構成している。

イ 支援体制及び事業

エールの相談支援体制は、福祉と教育の相談窓口を一本化し、センター総合相談受付を行い、保健師、スクールソーシャルワーカー、保育士が担当して、適切な相談担当及び必要な支援につないでいる。エールの支援体制は、発達相談・支援と特別支援教育の総合相談支援を行い、発達・教育支援システムでカルテを一本化して情報を共有している。

エールで実施している相談事業は、心理士、言語聴覚士による心理相談、言語相談が多く、保健師による一般相談、専門医による医療相談、就学・進学相談、障害児相談がある。支援事業としては、通園事業、保育所等訪問支援、1 歳 6 か月健診や 3 歳児健診後のフォロー、2 歳から就学前の療育、言語聴覚士、作業療法士による個別専門指導、保育園・幼稚園・学童クラブ・小中学校への専門家による巡回相談、スクールソーシャルワーカーの派遣、学校に行けない児童・生徒のための居場

所支援事業、障害または発達に支援が必要な2歳から就学前までを対象とした一時預かり、保護者交流がある。学校への事業として、特別支援学級、特別支援教室、日野市独自の学習保健室であるリソースルーム、日野市の基準となる取組で特別支援教育の手引きとなるひのスタンダードがある。リソースルームは通常の学級に在籍し、特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対し、個別の補充指導等による学習支援を行う部屋で、全小・中学校に設置し、各学校で個別の学習指導を実施している。

エールを中心に作成する福祉と教育が一体となった「かしのきシート」（個別の支援計画書）を作成し、福祉と教育のシートを一本化し、切れ目のない支援を行っている。内容は、こどもの成長記録やサポート内容を1年ごとに1枚のシートにまとめ、保護者同意の上で記録、保存、引継ぎをしている。エール、保育所、幼稚園、小・中学校、学童クラブ、高等学校等の関係機関で共有している。

また、日野市には、乳幼児と保護者の遊び場・交流の場である子育てひろば及び、中高生世代の居場所中高生世代スペースを備えている子ども包括支援センターみらいくがあり、すべてのこどもの健やかな成長を切れ目なく支援することも・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点となっている。日野市発達・教育支援センターエールとは別の場所にあるが、可能であれば、同じ場所にあるほうが望ましいとのことであった。

ウ 所感

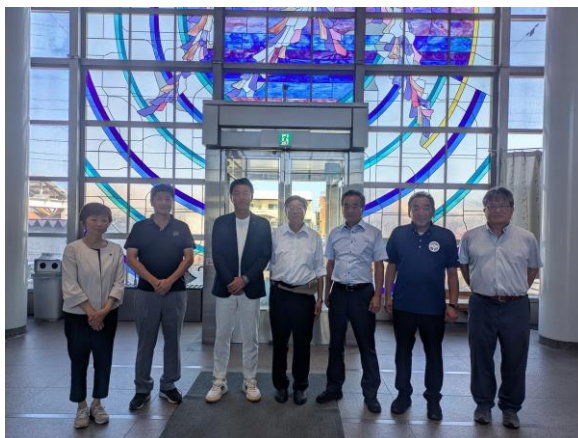
教育分野と福祉分野が一体となって、専門職が充実し、1か所で相談等ができて、学習支援と相談事業を一体となって進めていることなど、教育と福祉の連携が非常に良いと感じた。全小・中学校に設置し、各学校で個別の学習指導を実施している日野市の学習の保健室であるリソースルームの取組が参考になった。

会計年度職員が多く、正規職員が少ないということで、身分保障が課題であること、子ども包括支援センターと発達支援センターは同じ場所に設置することが望ましいというご意見をいただいております、本市でも検討が必要である。

相談支援体制について、心理士、言語聴覚士の専門職の方などが充実しており、さらに学習支援等につなげているなど、本市としても今後、発達支援、18歳を超えてからの支援、教育との連携が課題となってくる。

5 視察写真

(1) 藤枝市議会



(2) 川崎市議会



(3) 文京区議会



(4) 日野市議会



以上、視察報告とする。